

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

（宛先）沼田町長

沼田町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カードを返還します。

【返還の理由】（該当するものに「レ」をつけてください。）

- 宣誓に係るパートナーシップを解消した。
- 宣誓者の一方が死亡した。
- 宣誓者の双方が町外に転出した。
- 配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいること、又は宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にあることに該当した。
- 宣誓に係るパートナーが民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない親族に該当した。
- その他（）

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

住所 _____

氏名 _____

沼田町がパートナーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定等を締結している自治体へ転出し、「パートナーシップ宣誓書受領書等継続使用申請書」を提出している方はこちらにもご記入ください。

上記の内容について本申請書の写し等を転出先自治体及び直近の居住自治体へ提供することに同意します。

氏名 _____

氏名 _____